

質問内容	回答
感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催頻度について、「おおむね6月に1回以上」という事は、1年に1回でもよいのか？	運営基準上求められている各委員会の開催頻度は、以下のとおりです。 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会 一概ね6月に1回以上 概ね6月に1回以上と定められていますので、年1回しか開催されていない場合は、概ね6月に1回以上開催することが運営の基準となります。 虐待の防止のための対策を検討する委員会 一定期的（回数記載なし）です。 高齢者虐待防止の委員会については、明確に回数が定められてはいませんが、「定期的」として年1回程度の開催を見込んでおり、開催されていない場合は、年1回程度開催していただけるよう伝えさせていただいております。
「業務継続計画」及び「感染症及びまん延防止」に係る「研修」及び「訓練」について、具体的に伝えてほしい。	運営基準上求められる業務継続計画に係る「研修」及び「訓練」は、以下の通りです。 ＜研修＞ 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとされています。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましく、研修の実施内容を記録に残すようにしてください。 ＜訓練＞ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとされています。 訓練の実施は、机上を含めてその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切であるとされています。 なお、感染症の業務継続委計画に係る研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 運営基準上求められる「感染症及びまん延防止」に係る「研修」及び「訓練」は、以下の通りです。 ＜研修＞ 介護支援専門員等に対する当該研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとされています。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましく、研修の実施内容を記録に残すようにしてください。 なお、研修の実施は厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 ＜訓練＞ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）実施するものとされています。 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施するものとされています。 訓練の実施は、机上を含めてその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切であるとされています。 具体的な内容は、下記サイトなどをご参考としてください。 （厚生労働省）「机上訓練（居宅介護）作成したBCPを役立つものにするための机上訓練を解説」 https://www.mhlw.go.jp/content/001263080.pdf （東京都）「BCP研修・訓練ガイドブック」 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/kensyuukunren
一人ケアマネの事業所における、高齢者虐待防止及び感染症の予防及びまん延防止に関する委員会開催について教えてほしい。	「感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会」及び「虐待の防止のための対策を検討する委員会」は、事業所に実施が求められるものでありますが、他のサービス事業者と一体的に設置・運営することとして差し支えありません。 また、「感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会」については、居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、「感染症及びまん延防止のための指針」を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えないとされています。この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましいとされています。